

令和7年度在宅就業促進支援事業委託業務仕様書

第1条 事業目的

障害特性や交通機関等の影響で移動に制約があるなどの事情により、一般就労が困難な障害者等に対しては、テレワークでの一般就労が効果的であることから、障害者を対象に、テレワークで一般就労するための知識、技能に関する研修や、テレワークで一般就労を希望する障害者がテレワークで障害者雇用を考えている企業とつながる機会を提供するために合同企業説明会を行い、テレワークでの一般就労を促進する。

第2条 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

第3条 委託業務の内容

1 研修の実施

(1) お試しテレワーク研修

障害者に対してテレワークでの仕事体験を含めた職業能力の向上支援及びテレワークという働き方への理解促進のための研修を実施する。

実施概要	受講対象者	内容
2日間を1回 約6時間／日 10名程度	障害のある人	・テレワーク仕事体験（Webツールでのコミュニケーション体験含む） ・自身の取り扱い説明書を作成 ・模擬面接

(2) 企画・運営

- ①集合型で実施すること。
- ②参加者数に応じて、机の配置等を考慮し、会場のレイアウト図面を作成すること。
- ③研修で使用する資料は開催日の10日前までに提出し、委託者の承認を得ること。
- ④研修の受講者に対して研修内容等に係るアンケート調査を実施すること。

2 合同企業説明会の実施

(1) 合同企業説明会

お試しテレワーク研修の受講者等を、テレワークで障害者雇用を考えている企業とマッチングさせるための合同企業説明会を実施する。

実施概要	参加企業数	内容
2回 1回あたり求職者30名程度	完全在宅で障害者雇用を行っている企業 5社程度／回	・企業からの会社説明

(2) 企画・運営

集合型とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式と、オンラインを1回ずつ開催すること。

<ハイブリッド>

- ①求職者及び企業は会場又はオンライン参加とすること。
- ②参加企業数、参加者数に応じて、机の配置等を考慮し、会場のレイアウト図面を作成すること。
- ③開催時期は、お試しテレワーク研修の開催後とすること。
- ④参加企業及び参加者に対して、説明会の内容等に係るアンケート調査を実施すること。
アンケートの中で、参加者については、説明会後に各企業の個別説明会等の情報提供に関する希望の有無を確認すること。

<オンライン>

- ①開催時期は、お試しテレワーク研修及びハイブリッドでの開催後、3ヶ月以上空けて開催すること。
- ②参加企業及び参加者に対して、説明会の内容等に係るアンケート調査を実施すること。
アンケートの中で、参加者については、説明会後に各企業の個別説明会等の情報提供に関する希望の有無を確認すること。

3 広報

委託者と協力のうえ、お試しテレワーク研修、合同企業説明会（以下「研修等」という。）の開催に係る効果的な周知及び参加者の募集を行う。

4 業務の役割分担

(1) 委託者（高知県）が行う業務

- ①研修等の参加者募集チラシの印刷、配布
- ②その他、実施主体としての判断が必要な事項の決定

(2) 受託者が行う業務

- ①参加者募集チラシの制作（研修等の申込締切1ヶ月前までに委託者にPDFで納品）
- ②参加申込受付
- ③研修等の会場の手配
- ④研修等で使用する機器の手配
- ⑤研修等で使用する資料の制作、印刷
- ⑥講師の依頼、調整
- ⑦合同企業説明会の参加企業の開拓
- ⑧研修等当日の会場、機器の準備、運営
- ⑨研修アンケートの作成、実施、集計

第4条 費用について

委託業務の実施に係る以下の経費は受託者が負担すること。

1 お試しテレワーク研修

(1) 講師費用

人件費、交通費、宿泊費

(2) 設備費用

機器（パソコン・ヘッドフォン・プロジェクタ・スクリーン等）費用

(3) 会場費用

2 合同企業説明会

<ハイブリッド>

(1) 運営スタッフ費用

人件費、交通費、宿泊費

(2) 設備費用

機器（パソコン・プロジェクタ・スクリーン等）費用

(3) 会場費用

<オンライン>

(1) 運営スタッフ費用

人件費

3 その他

(1) 研修等で使用する資料の作成に係る費用

(2) 参加者募集チラシの制作に係る費用

(3) その他、研修等を実施するうえで必要なもの

第5条 業務計画書

本業務の契約締結後、1週間以内に、業務計画書を提出すること。

第6条 成果物

1 委託業務完了報告書

(1) 報告書は次の仕様で提出すること。

①報告書：1部

②様式：PDF

(2) 委託業務完了報告書には以下の内容を記載すること。

①本業務の実績（研修日時や受講者数、研修等の具体的な内容等）

②研修を受講した者の職業能力の習得状況

③研修等の写真

④成果及び課題

⑤次年度に向けた提案

⑥研修アンケート調査の結果

第7条 その他の留意事項

- 1 受託者は本業務を実施するにあたり委託者と十分な調整を行うこと。
- 2 委託者は、受託者に対して、必要に応じて業務の状況について報告を求めることができる。
- 3 開催時期については、委託者と協議のうえ、計画すること。
- 4 この仕様により難い事情が発生した場合は、委託者と受託者とが協議のうえ対応を決定する。